

国立国会図書館国会サービス要領

(昭和六十二年八月五日館長決定第六号)

改正

昭和六十二年十一月二十四日館長決定第十四号	第四号
平成 四年 五月 十五日同	第四号
同 六年 三月 八日同	第一号
同 九年 七月 十四日同	第五号
同 十一年十二月 九日同	第四号
同 十一年十二月 十六日同	第七号
同 十二年 五月 二日同	第五号
同 十三年 三月 三十日同	第四号
同 十三年 七月 五日同	第六号
同 十三年十二月 十八日同	第七号
同 十四年 三月三十一日同	第二号
同 十四年 五月 七日同	第十五号
同 十四年 十月 三日同	第十九号
同 十五年十二月 八日同	第七号
同 十六年 九月 十七日同	第五号
同 十六年 九月二十八日同	第六号
同 十七年 三月二十九日同	第四号
同 十八年 九月 一日同	第四号
同 十八年 十月二十六日同	第六号
同 十九年 三月二十八日同	第二号
同 二十年 三月二十七日同	第二号
同 二十年 四月 一日同	第四号
同 二十一年十二月二十四日同	第八号
同 二十三年 六月二十三日同	第十一号
同 二十三年 九月二十二日同	第十二号
同 二十三年十二月二十二日同	第十五号
同 二十四年 四月 六日同	第二号
同 二十五年 六月二十一日同	第五号
同 二十六年 三月 七日同	第二号
同 二十七年 五月 十五日同	第四号
同 二十七年 八月二十一日同	第五号
同 二十八年 三月二十五日同	第六号

国立国会図書館国会サービス要領を次のように定め、昭和六十二年八月六日から施行する。

目次

第一章 総則	
第一節 通則(第一項―第五項)	
第二節 連絡調整の組織(第六項―第九項)	
第二章 利用案内及び閲覧	
第一節 館の利用に係る案内(第十項)	
第二節 閲覧(第十一項―第十七項)	
第三章 貸出し	
第一節 貸出しの対象者(第十八項・第十九項)	
第二節 貸出しの手続(第二十項―第二十五項)	
第三節 貸出資料(第二十六項・第二十七項)	
第四節 貸出期間及び更新の手続(第二十八項―第三十項)	
第五節 返却の督促等(第三十一項―第三十三項)	
第六節 貸出し等に係る連絡(第三十四項)	
第七節 資料の亡失等に係る措置(第三十五項―第三十七項)	
第四章 複写	
第一節 事務用の複写(第三十八項―第四十三項)	

同 二十九年十二月 八日同	第四号
同 三十一年 四月 一日同	第二号
令和 四年 三月二十九日同	第二号
同 四年 九月 十二日同	第六号
同 五年 三月 十日同	第三号
同 五年十二月 八日同	第四号

第二節 有料の複写及び特別複写（第四十四項・第四十五項）

第五章 書庫立入り（第四十六項）

第五章の二 送信（第四十七項）

第六章 レファレンス及び調査

第一節 通則（第四十八項―第五十一項）

第二節 接受及び回付（第五十二項―第五十六項）

第三節 回答の指針及び方法（第五十七項―第五十九項）

第四節 事務用職員貸出し（第六十項・第六十一項）

第七章 雑則（第六十二項―第六十四項）

第一章 総則

第一節 通則

（目的）

1 この要領は、国会の諸活動に資するために国立国会図書館（以下「館」という。）が全館的に行う国会議員（以下「議員」という。）及び国会関係者に対する図書その他の図書館資料（この項に規定する電子情報を除く。以下同じ。）及び電子情報（国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「利用規則」という。）第二条第二号に規定する電子情報という。以下同じ。）（以下「資料」と総称する。）に係る図書館サービスの事務の分担及び協力体制を定めるとともに、当該図書館サービス及び依頼に基づき調査及び立法考査局（以下「調査局」という。）が行う国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十五条第一号から第三号までに規定する奉仕（以下「調査」という。）（以下「国会サービス」と総称する。）の基本と

なる指針について定め、もって国会サービスの迅速かつ的確な提供を図ることを目的とする。

（国会サービスの態様）

2 この要領における国会サービスの態様は、利用案内、閲覧、貸出し、複写、送信及びレファレンス並びに調査とする。

（適用範囲）

3 この要領は、調査局国会分館の所掌に係る事務で、同課のみにおいて処理できるものについては適用しない。

（国会関係者の定義）

4 この要領において、国会関係者とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 議員であつた者（以下「前・元議員」という。）

二 議員の秘書（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三百十二条に規定する秘書その他議員に使用される者で衆議院若しくは参議院（以下「院」という。）が定める院の出入りのために必要な記章（以下「院の出入記章」という。）又は議員会館の出入りのために必要な通行証（以下「会館通行証」という。）を帯用しているものをいう。以下同じ。）

三 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に掲げる国会職員（館の職員を除く。以下「国会職員」という。）

四 院の会派職員（以下「会派職員」という。）

五 院の会派を構成する政党の職員で、院の出入記章又は会館通行証を帯用するもの（以下「政党職員」という。）

六 議員団体職員で、院の出入記章又は会館通行証を帯用するも

の（以下「議員団体職員」という。）

七 前各号に掲げる者のほか、館長が特に認める者

（利用の制限等）

5 利用規則第七条に規定する利用の制限等をする資料は、議員及び国会関係者に対しても利用の制限等をするものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、必要な条件を付して利用させることができる。

第二節 連絡調整の組織

（国会サービス連絡担当者等）

6 国会サービスに係る事務の連絡調整を円滑に行うため、次の各号に掲げる課に国会サービス連絡担当者を置き、当該各号に掲げる係を国会サービス連絡担当班とする。

一 総務部総務課 国会係

二 総務部支部図書館・協力課 サービス係

三 調査局調査企画課 企画係

四 調査局国会レファレンス課（以下「国会レファレンス課」という。） 文献提供係

五 調査局議会官庁資料課 運営企画係

六 調査局国会分館 サービス運営係

七 収集書誌部収集・書誌調整課 総括係

八 利用者サービス部サービス企画課 レファレンス係

九 利用者サービス部サービス運営課（以下「サービス運営課」という。） サービス総括係

十 利用者サービス部図書館資料整備課（以下「図書館資料整備

課」という。） 雑誌資料係、新聞係及び図書整備室図書資料係

十一 利用者サービス部複写課（以下「複写課」という。） 館内複写係

十二 電子情報部電子情報企画課 電子情報企画係

十三 関西館総務課 総務係

十四 関西館文献提供課 参考係

十五 関西館アジア情報課 総括係

十六 国際子ども図書館資料情報課（以下「資料情報課」という。） 情報サービス係

7 前項の国会サービス連絡担当者は、当該各号に掲げる課に所属する職員のうちから、当該課の長がそれぞれ指名する。

8 第六項の連絡調整に必要があるときは、国会サービス連絡担当者その他の者をもって構成する国会サービス連絡会議を適宜開催する。

9 前項の国会サービス連絡会議の開催に係る事務は、国会レファレンス課において行う。

第二章 利用案内及び閲覧

第一節 館の利用に係る案内

（館の利用に係る案内の事務分担）

10 議員及び国会関係者に対する館の利用に係る案内の事務は、国会レファレンス課において行う。ただし、来館して案内を求められたときは、それぞれのカウンターにおいて適切な措置を採るものとする。

第二節 閲覧

(議員及び国会関係者に対する特別措置)

11 次の各号に掲げる者には、当該各号に掲げる閲覧室等の利用の便宜を図るものとする。

一 議員及び議員から同席を指示若しくは依頼された者又は前・元議員 議員閲覧室又は議員研究室（関西館にあっては、特別研究室）

二 議員の秘書、国会職員、会派職員、政党職員、議員団体職員又は議員が特に委嘱した専門家等 本館第二閲覧室

12 前項の閲覧室等において満席その他の理由により十分な閲覧サービスの提供が困難な場合には、他の閲覧室等の閲覧座席の確保又は事務室における閲覧の便宜の提供等の適切な措置を採るものとする。

(閲覧時間)

13 閲覧室等における閲覧時間は、利用規則第二十五条に規定する閲覧時間と同一とする。

14 議員閲覧室及び議員研究室における閲覧時間は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、調査及び立法考査局長は、国会審議の状況、議員閲覧室及び議員研究室の利用の状況等により、当該閲覧時間を変更することができる。

一 国会の会期中又は参議院の緊急集会中にあるは、午前九時から午後七時まで

二 前号の期間以外の期間にあっては、午前九時から午後六時まで

(閲覧業務を行わない日)

15 閲覧業務を行わない日は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、臨時に閲覧業務を行い、又は行わないことができる。

一 議員閲覧室及び議員研究室 土曜日及び利用規則第十六条の規定による東京本館の休館日（同条第一項第四号に規定する休館日及び同条第四項に基づく臨時休館日を除く。）であつて、国会の審議が行われない日

二 前号に掲げる閲覧室等以外の東京本館の閲覧室等 利用規則第十六条の規定による東京本館の休館日（同条第一項第四号に規定する休館日及びこれを変更した休館日を除く。）

三 関西館の閲覧室等 利用規則第十六条の規定による関西館の休館日（同条第一項第四号に規定する休館日及びこれを変更した休館日を除く。）

四 国際子ども図書館の閲覧室等 利用規則第十六条の規定による国際子ども図書館の休館日（同条第二項第一号及び第四号に規定する休館日並びに同号の休館日を変更した休館日を除く。）

(国会職員の登録)

16 国会職員に対しては、その申請に基づき、サービス運営課において、利用者登録証を交付するものとする。

17 利用者登録証の交付を受けた国会職員がその身分を失ったときは、当該利用者登録証は、その効力を失う。

第三章 貸出し

第一節 貸出しの対象者

(貸出しの対象者)

18 資料の貸出しは、次の各号に掲げる者に限り行うものとする。

一 議員

二 前・元議員で議員閲覧室又は議員研究室に来室している者

三 国会職員

(身分の証明)

19 議員の秘書が議員を代理して貸出しの手続を行うときは、館の職員はその者に対し記章帯用証その他その身分を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

第二節 貸出しの手続

(貸出しの手続)

20 資料の貸出しは、当該資料を所管する課（以下「資料所管課」という。）において、利用者サービスシステムに係る機器を用いて作成された貸出票により行うものとする。ただし、国際子ども図書館児童サービス課が所管する資料を貸し出すとき及び電気通信回線の故障その他の事由により本文に規定する方法により貸出しの手続を行うことができないときは、館長が別に定めるところにより、貸出しの手続を行うものとする。

21 前項の規定にかかわらず、東京本館に来館した国会職員に対する関西館の所蔵資料の貸出しの手続は、次に掲げるとおりとする。

一 資料の貸出しの申込みは、サービス運営課において受け付け、資料所管課に回付する。

二 資料所管課において貸出しの手続を行った資料の国会職員への引渡し及び資料所管課に返却する資料の国会職員からの引受けは、サービス運営課において行う。

22 国会職員に対する資料の貸出し及び返却の手続は、国立国会図書館資料職員等貸出内規（昭和六十二年国立国会図書館内規第十号）第十二条に規定する場所及び第十四条に規定する時間において行うものとする。ただし、館長が国会の諸活動に関する業務のため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

23 資料の貸出しに際し、館の職員は、貸出しを受けようとする者に対して、資料保存上の注意事項を伝えるものとする。この場合において、資料の貸出しを受けようとする者が国会職員るときは、国会の施設内に限り当該資料を利用することができる旨を伝えるものとする。

(貸出手続の代行)

24 議員閲覧室又は議員研究室に来室した議員及び前・元議員並びに国立国会図書館検索・申込オンラインサービスを通じて館外から貸出しの申込みを行った議員に対する貸出しの手続は国会レファレンス課の職員が、関西館の特別研究室に来室した議員に対する貸出しの手続は関西館総務課の職員が代行する。

25 館の職員が貸出しの手続を代行したときは、代行した職員と本人（議員の場合は、その代理人を含む。）との間の貸出しを受けた資料の授受は、別に定める借用書（当該借用書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で

あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
以下同じ。)を含む。)により行うものとする。

第三節 貸出資料

(貸出資料の数)

26 貸出資料の数は、議員に対するものを除き、資料所管課(図書館資料整備課が所管する資料にあつては、貸出手続の場所)ごとに、未返却のもの数を含め、一人につき五点以内とする。

(貸出しをしない資料)

27 次の各号に掲げる資料は、貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、必要な条件を付して貸出しをすることができる。

一 貴重書、準貴重書等、寄託資料(寄託契約において貸出しが認められているものを除く。)、新聞原紙及びマイクロ資料(科学技術分野の資料であつて特別な取扱いがなされているもの及び館が所蔵する明治期以降に刊行された図書のマイクロフィッシュを除く。)、映像資料、録音資料、機械可読資料等の非図書資料その他保存又は管理上特別の取扱いを必要とする資料

二 資料室等において常備すべき開架資料

三 前各号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めた資料

第四節 貸出期間及び更新の手續

(貸出期間)

28 資料の貸出期間は、一月以内とする。ただし、次の各号に掲

げる貸出しについては、一週間以内とする。

一 雑誌の貸出し

二 館の他の施設から取り寄せた資料の国会職員に対する貸出し

(貸出期間の更新)

29 資料の貸出期間の更新は、一回限りとする。ただし、前項各号に掲げる貸出し(製本された雑誌の議員及び前・元議員に対する貸出しを除く。)については、その更新を認めない。

30 資料の貸出期間の更新に当たつては、議員に対するものを除き、当該資料の現物を確認するものとする。

第五節 返却の督促等

(返却の督促)

31 資料の貸出期間を経過したときは、資料所管課において、当該資料の返却を督促するものとする。ただし、館の職員が貸出手続を代行した資料については、その代行をした職員が所属する課(代行をした職員が調査各課(国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)第二十八条から第三十八条までに掲げる各課をいう。以下同じ。)に所属する場合にあつては、国会レファレンス課)において、当該資料の返却を督促するものとする。

32 前項の督促に応じない者に対しては、資料所管課において、その所属する部(関西館及び国際子ども図書館を含む。以下同じ。)及び調査局の長の名による文書その他適宜の方法により、返却を求めることができる。

(貸出期間内の返却の請求)

33 館長が特に必要があると認めるときは、資料の貸出期間内であつても、当該資料の返却を求めることができる。

第六節 貸出し等に係る連絡

(貸出し等に係る部及び調査局の間の連絡)

34 資料の貸出し及び返却に係る部及び調査局の間の連絡については、国会レファレンス課を中心に相互に密接に行うものとする。

第七節 資料の亡失等に係る措置

(資料の亡失及び損傷に係る措置)

35 貸出しをした資料が亡失又は損傷したときは、資料所管課又は貸出手続の代行をした職員が所属する課(代行をした職員が調査各課に所属する場合にあつては、国会レファレンス課)がその原因並びに責任の所在及び範囲を明らかにするものとする。

36 資料の亡失又は損傷に係る損害賠償の手続は、別に定めるところによる。

37 資料所管課又は貸出手続の代行をした職員が所属する課(代行をした職員が調査各課に所属する場合にあつては、国会レファレンス課)は、亡失又は損傷した資料に相当するものの納付の責任を有する者に対して、業務上可能な範囲内において、収集書誌部国内資料課、逐次刊行物・特別資料課若しくは外国資料課又は関西館収集整理課と協力して、代納すべきものに関する情報を提供するものとする。

第四章 複写

第一節 事務用の複写

(事務用の複写の範囲等)

38 次の各号に掲げる複写(マイクロ資料等のプリンターによる複写を含む。)で、一件当たり四十枚以内(第三号に掲げるものにあつては、二十枚以内)で処理できるものは、無料とする。ただし、当該複写を処理する課の長が認めるときは、その枚数を超えた分についても無料とすることができる。

一 議員及び議員の秘書からの依頼による複写

二 前・元議員からの依頼による複写

三 国会関係者(議員の秘書を除く。)に対するレファレンス又は調査の処理に伴う複写

39 前項に規定する複写のうち電気通信回線を通じて送信する方法によるものは、同項第一号に規定する複写に限るものとする。

当該方法による複写については、同項中「四十枚以内」とあるのは、「四十枚に相当する分量の範囲内」とする。

40 前項に規定する方法による複写は、当該方法によることが資料の記録形式その他の事情に照らして不適當であると当該複写を処理する課の長が認めるときは、行わない。

(事務用の複写の処理)

41 第三十八項に規定する複写で、依頼者が複写する資料の書誌事項を特定して申込みをしたもの(国立国会図書館検索・申込オンラインサービスを通じて館外から申込みをしたものを含む。)又は複写する資料を提示して申込みをしたものについては、調査局の国会レファレンス課以外の課において処理するものを除き、国会レファレンス課において処理するものとする。ただし、次の各号に掲げる複写の処理は、当該各号に定めるところによる。

一 依頼者が資料所管課（電子情報の閲覧に関する事務を行う課を含む。以下この項において同じ。）の閲覧室等のカウンターにおいて複写する資料を提示して申込みをした複写 当該申込みを受け付けた課が処理するものとする。

二 東京本館に申し込まれた館の他の施設が所蔵する資料の複写 国会レファレンス課が資料所管課等と協力して処理するものとする。

三 依頼者が関西館に来館して申込みをした複写で、館の他の施設が所蔵する資料に係るもの 関西館総務課が資料所管課等と協力して処理するものとする。

四 依頼者が国際子ども図書館に来館して申込みをした複写で、館の他の施設が所蔵する資料に係るもの 資料情報課が資料所管課等と協力して処理するものとする。

42 第三十八項に規定する複写で、レファレンス又は調査に係るもの（複写する資料を検索により特定する必要があるものを含む。）については、当該レファレンス又は調査を処理する部又は調査局において処理するものとする。

43 第三十八項に規定する複写で、技術上の理由その他の理由により複写課又は文献提供課において処理することが適当なものについては、前二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、複写課又は文献提供課において処理するものとする。

第二節 有料の複写及び特別複写

（有料の複写）

44 第三十八項の規定に該当しない複写については、国立国会図

書館法第二十一条第一項第一号に規定する複写の例による。

（特別複写）

45 利用規則第五十条に規定する特別複写の許可を必要とする資料の複写は、同条の規定を準用して、複写課、文献提供課又は資料情報課においてこれを行うものとする。

第五章 書庫立入り

（議員及び国会関係者の書庫立入り）

46 議員及び国会関係者の書庫立入りについては、国立国会図書館利用者書庫立入事務取扱要領（昭和六十二年館長決定第十二号）を準用するほか、それぞれの書庫についてその所管部局の定めるところによる。

第五章の二 送信

（議員及び国会職員への送信）

47 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第八項に規定する特定絶版等資料を複製して作成された電子情報（館長が送信を不相当と認めたものを除く。）の議員及び国会職員への送信については、利用規則第六十六条及び第六十七条の規定を準用する。

第六章 レファレンス及び調査

第一節 通則

（レファレンスの処理）

48 議員又は国会関係者に対するレファレンスは、他のレファレンスに優先して処理するものとする。

49 レファレンスは、各部又は調査局の所掌する事務に応じてこ

れを処理するものとする。

(処理の調整)

50 部内又は調査局内におけるレファレンスの処理の調整については、当該部又は調査局が定めるところによる。

51 部及び調査局の間におけるレファレンスの処理の調整及び調査の処理に対する協力に係る連絡は、国会レファレンス課が行うものとする。

第二節 接受及び回付

(調査局における接受及び回付)

52 調査局におけるレファレンス又は調査に係る依頼（以下単に「依頼」という。）の接受は、国会レファレンス課において行うほか、他課においてもこれを行うことができる。

53 調査局の国会レファレンス課以外の課において依頼を接受したときは、その内容が明らかに当該課の所掌する事務に属するものを除き、速やかに国会レファレンス課に回付するものとする。

(部における接受及び回付)

54 部において依頼を接受したときは、その内容が明らかに当該部の所掌に属するものを除き、速やかに国会レファレンス課に回付するものとする。

(接受の際の留意事項)

55 依頼を接受するに当たっては、特に依頼の内容を的確に把握するように努めなければならない。また、回答の期限及び方法並びに連絡先を確認するものとする。

56 部において依頼を接受するに当たり、依頼の内容を的確に把握

握することが困難な場合その他依頼者の要求に十分に対応することが困難な場合には、直ちに国会レファレンス課に連絡するものとする。

第三節 回答の指針及び方法

(回答の指針)

57 回答は、依頼者の要求に即したものとなるよう努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、依頼者の要求と異なる措置をとることができる。

一 館の所掌する事務から判断して回答することが不相当と認められる場合

二 回答に必要な資料を入手することが困難な場合

三 専門的知識を有する職員を欠くため回答することが困難な場合

合

四 作業量及び経費等の理由で処理することが困難な場合

五 その他依頼者の要求に即して回答することが不可能又は困難な場合

58 前項ただし書の規定に基づく措置をとる場合には、依頼者に対して、依頼のあった事項の全部又は一部について回答できないこと、回答の期限、方法又は内容が依頼者の要求と異ならざるを得ないこと等について、十分に説明して、その了解を得るように努めなければならない。

(回答の方法)

59 レファレンス又は調査の回答は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

一 面談又は電話

二 資料（電子情報を除く。）の提示、提供、複写又は貸出し

三 電子情報の提示又は複写

四 調査報告、文献目録等（電磁的記録を含む。）の作成

五 会議への出席、共同研究への参加又は説明員の派遣

第四節 事務用職員貸出し

（事務用職員貸出し）

60 レファレンス又は調査の事務のために館の職員に対して行う資料の貸出しは、国立国会図書館資料職員等貸出内規の定めるところによる。

（議員貸出しへの切り替え）

61 前項の規定により職員が貸出しを受けた資料について議員から貸出しの要求があったときは、当該資料を議員貸出しに切り替えることができる。その手続は、直ちに当該資料の貸出しを受けた職員が所属する課の職員が行うものとする。

第七章 雑則

（土曜日に関する特例）

62 土曜日に行う図書館サービスに係る事務の分担及び協力体制については、第二章から前章までの規定にかかわらず、館長が別に定めるところにより、その特例を定めることができる。

（細部事項）

63 この要領を運用するために必要な細部事項は、調査局及び関係する部の長が協議して別に定める。

（廃止）

64 国会レファレンス事務処理基準（昭和三十九年館長決定第十

五号）、国会議員及び国会関係者の閲覧室の利用区分について（昭和三十七年館長決定第二号）及び議員秘書の接遇及び取扱いに関する件（昭和三十九年館長決定第三号）は、廃止する。

改正文（昭和六十二年十一月二十四日館長決定第十四号）抄

昭和六十二年十一月二十四日から施行する。

改正文（平成四年五月十五日館長決定第四号）抄

平成四年五月十五日から施行する。

附 則（平成六年三月八日館長決定第一号）

本件は、平成六年三月八日から施行する。

附 則（平成九年七月十四日館長決定第五号）

本件は、平成九年七月十四日から施行する。

附 則（平成十一年十二月九日館長決定第四号）

本件は、国立国会図書館資料利用規則の一部を改正する規則（平成十一年国立国会図書館規則第五号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成十二年一月五日）

附 則（平成十一年十二月十六日館長決定第七号）

本件は、平成十二年一月五日から施行する。

附 則（平成十二年五月二日館長決定第五号）

本件は、平成十二年五月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日館長決定第四号）

本件は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年七月五日館長決定第六号）

本件は、平成十三年七月五日から施行する。

附 則（平成十三年十二月十八日館長決定第七号）

本件は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年五月七日館長決定第十五号）

本件は、平成十四年五月七日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日館長決定第十九号）

本件は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則（平成十五年十二月八日館長決定第七号）

本件は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月十七日館長決定第五号）

1 本件は、平成十六年九月二十四日から施行する。

2 本件による改正後の国立国会図書館国会サービス要領の規定は、平成十六年九月二十四日以後に貸出しを行った資料について適用し、同日前に貸出しを行った資料については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年九月二十八日館長決定第六号）

本件は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日館長決定第四号）

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年九月一日館長決定第四号）

1 本件は、平成十八年十月一日から施行する。

2 本件による改正前の国立国会図書館国会サービス要領第十五項の登録利用者カードの交付を受けた国会職員に対しては、当該登

録利用者カードと引換えに、本件による改正後の国立国会図書館国会サービス要領第十五項の利用カードを交付するものとする。

附 則（平成十八年十月二十六日館長決定第六号）

本件は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成十八年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

（施行の日：平成十八年十月二十六日）

附 則（平成十九年三月二十八日館長決定第二号）

本件は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十七日館長決定第二号）

本件は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日館長決定第四号）

本件は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十四日館長決定第八号）

本件は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号）

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年九月二十二日館長決定第十二号）

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十二日館長決定第十五号）

本件は、平成二十四年一月六日から施行する。

附 則（平成二十四年四月六日館長決定第二号）

本件は、平成二十四年四月六日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十一日館長決定第五号）

本件は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月七日館長決定第二号）

本件は、平成二十六年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成二十七年五月十五日館長決定第四号）

本件は、平成二十七年五月十五日から施行する。

附 則（平成二十七年八月二十一日館長決定第五号）

本件は、平成二十七年九月十七日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日館長決定第六号）

本件は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月八日館長決定第四号）

本件は、平成三十年一月五日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日館長決定第二号）

本件は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年五月十九日から施行する。

附 則（令和四年九月十二日館長決定第六号）

本件は、第二十回国会の召集の日から施行する。

（召集の日〓令和四年十月三日）

附 則（令和五年三月十日館長決定第三号）

本件は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（施行の日〓令和五年六月一日）

附 則（令和五年十二月八日館長決定第四号）

本件は、令和六年一月一日から施行する。